

# 「玄海地域の緊急時対応の防護措置」 避難先自治体へのアンケート ご協力をお願い

## 1. 玄海原発事故時の避難所について。

(避難元:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 市 町 )

(受入れ人数:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 )

(避難所の数:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 )

(1) マッチングは  できている  できていない  その他

(「できていない」「その他」の場合、理由等をご記入ください)

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

## 2. 避難元から避難する場合の「避難退域時検査」(以下「検査」)について。 この「検査」で除染が必要となる基準は、国のマニュアルでは下記です。

除染が必要な基準：体表面汚染で  $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000 \text{ cpm}$  (cpm は 1 分間の放射線カウント数)

これは、・1 歳児の甲状腺被ばくで  $300 \text{ mSv}$  に相当 (安定ヨウ素剤服用基準  $50 \text{ mSv}$  の 6 倍)  
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」  $4 \text{ Bq/cm}^2$  の 30 倍

(1)  a 基準の意味は知っている  b 基準の意味は知らなかった

(2) a を選択された方は以下に回答ください。

この基準で問題ない  基準は高すぎる

(ご意見等があれば下記にご記入ください)

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。]

## 3. 避難元からの自家用車・バスの「検査」等について。

(1) タイヤの側面(ゴム部)は放射線の測定をすることになっています。最も汚染されているタイヤの接地面や車両の屋根は、測定は行われません。

知っている  知らなかった

(2) 車両の「検査」方法について。

現在の方法でいい  タイヤの接地面や屋根も検査すべき

(3) 基準を超えた場合の除染は、その部分をウェットティッシュで拭きとるだけです。

a 知っている     b 知らなかった

(4) a を選択された方は以下に回答ください。

ウェットティッシュで拭きとるだけで問題ない  
 ウェットティッシュで拭き取りだけでは不十分

#### 4. 避難する住民の「検査」等について。

(1) 車両の汚染が基準値以下の場合、自家用車やバスに乗っている人の検査は行われません。

知っている                       知らなかった

(2) 車両が基準値を超えた場合は、自家用車やバスに乗っている人の中から代表者一人を選び検査します。代表者が基準値以下なら、同乗者全員も基準値以下とみなされ、検査は行われません。

知っている                       知らなかった

(3) 住民の「検査」方法について。

上記の検査方法でいい     全員検査すべき     その他

(ご意見等があれば下記にご記入ください)

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。    ]

(4) 佐賀県の場合、住民には「通過証」が渡されますが、検査の測定値は書かれませんが、これでは、後に健康影響が出た場合に、被ばくとの因果関係を示すこともできません。(滋賀県の場合、美浜原発事故時には「検査済証に測定値を記入」します。)

測定値の記入は必要ない     測定値の記入は必要

#### 5. このような「検査」では、避難所である学校等に放射能汚染が持ち込まれる可能性があります。

避難先に汚染を持ち込むべきではない

避難先に汚染が持ち込まれても仕方がない                       その他

(それぞれ、ご意見等があればご記入ください)

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。    ]

**6. 原発事故時の「検査」と除染の基準が上記のような内容であることを、避難所となっている学校や施設に伝えて 있습니까。**

伝えている    伝えていない    今後伝える    伝える必要はない

**7. 「検査」と除染の基準について、避難元自治体や県と話し合われたことはありますか。**

ある

[いつ頃:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

[話し合い内容:ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

ない    今後話し合いたい

**8. 原発の運転では、事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて。**

現状のままでよい    少なくとも 30km 圏内自治体にも事前了解の権限は必要  
 その他

(それぞれ、ご意見等があればご記入ください)

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

**9. 国の原子力災害対策指針では、UPZ 外においても放射線モニタリング等の結果により、避難や一時移転の防護措置を講じるとされています。**

(1)  a 防護措置を講じている    b 防護措置を講じていない

(2) a を選択された方は以下、具体的に避難先を書いてください。

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。]

**10.避難計画とその実効性や原発の稼働について、ご意見等をご記入ください。**

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

◆ご回答日 [ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。]

◆ご回答者:自治体名・所属部署

[ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。 ]

◆ご回答は、4月28日(金)までにお願いします。

ご回答は、メールでお送りしている場合は、メールへの返信をお願いします。

saiban.jimukyoku@gmail.com

玄海の避難問題を考える連絡会 連絡先:090-6772-1137(石丸)

2023.4.17